

西ノ島町障がい福祉計画

令和3年度～令和5年度

西ノ島町

令和3年3月作成

目 次

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨と背景 1
2. 法的根拠と計画の位置づけ 2
3. 計画の期間 2
4. 計画策定の体制 2
5. 計画の達成状況の点検及び評価 2

第2章 基本方針

1. 基本理念 3
2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 4
3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 4
4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 4

第3章 障がい者の状況

1. 身体障がい者 5
2. 知的障がい者 6
3. 精神障がい者 6
4. 難病患者 7
5. 利用している障がい福祉サービス 7

第4章 令和5年度の目標値の設定及び方策

1. 施設入所者の地域生活への移行 8
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 9
3. 地域生活拠点等の整備 9
4. 福祉施設から一般就労への移行 10
5. 障がい児支援の提供体制の整備等 11
6. 相談支援体制の充実・強化等 12
7. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組 13

第5章 障がい福祉サービス等の利用状況及び見込量について

1. 訪問系サービス 14
2. 日中活動系サービス 15
3. 居住系サービス 18
4. 相談支援サービス 19
5. 障がい児を対象としたサービス等 21

第6章 地域生活支援事業

- 1. 必須事業 23
- 2. 任意事業 27

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨と背景

我が国では、平成15年度からそれまでの市町村がサービス内容を決定する従来の措置制度に変わり、支援費制度が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17年には、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として「障害者自立支援法」が成立しました。

平成24年には、障害者自立支援法にかわるものとして、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、平成25年4月から施行されました。障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から障がい者の範囲に難病等を加えること、「障害程度区分」から「障害支援区分」への改正、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が実施されました。

この間、「発達障害者支援法（平成16年法律）」、「バリアフリー新法（平成18年法律）」、「障害者虐待防止法（平成23年法律）」、「障害者優先調達推進法（平成24年法律）」、「障害者差別解消法（平成25年法律）」等の障がい者施策の推進に向けて様々な法律が整備されるなか、「障害者雇用促進法（昭和35年法律）」の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められ、平成28年に施行されました。

本町においては、平成30年3月に「第5期西ノ島町障がい福祉計画」及び平成28年の児童福祉法の改正の規定により策定した「第1期西ノ島町障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）において、障がいのある方々が自立した生活を送ることができるよう施策を進めてきました。

本計画は、第5期及び第1期計画が終了するにあたり、障害者総合支援法に基づき、国から示された基本指針及び計画の点検・評価を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの「第6期西ノ島町障がい福祉計画」及び「第2期西ノ島町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2. 法的根拠と計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。策定にあたり、国が示す基本指針や県計画等と整合性を保ち、障がいのある方が個人として尊重され、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や障がい福祉サービス、地域生活支援事業等（以下「障がい福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

本計画は、町政運営の基本方針である「第 5 次西ノ島町総合振興計画」やその部門別計画としての性格を持つ「西ノ島町地域福祉計画」と連携を保ちながら策定しています。

3. 計画の期間

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は 3 年を 1 期とする計画を策定することとなっており、令和 5 年度を目標に令和 3 年度～令和 5 年度を第 6 期計画期間として策定します。

4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がいのある方の状況等を勘案し、西ノ島町障害者自立支援協議会の意見を踏まえ、関係部署・関係者と調整のうえ策定しました。

5. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画におけるサービスの見込量や数値目標の達成状況を西ノ島町障害者自立支援協議会において、各年度に点検、評価し所要の対策を実施することとします。

第2章 基本方針

1. 基本理念

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の示す目的と基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して作成します。

(1) 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方が必要とする障がい福祉サービス等やその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいのある方が地域で障がい福祉サービス等を受けることができるよう実施主体を町とすることを基本とし、障がい福祉サービス等の対象となる方の範囲を限定しないようサービスの充実を図っていきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービス基盤の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対し、必要なサービス提供基盤を整えるとともに、障がいのある方の地域生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を活用し基盤整備を進めます。

2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、本計画の基本的な考え方に則し、次の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障がい福祉サービスの量を見込み、計画的な整備を行います。

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある方が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠であり、相談支援事業所、サービス提供事業所等との連携を図り、安定した相談支援を提供に努めます。

4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある子ども及びその家族に対して適切な支援を行うために、関係機関、保育所、学校、サービス提供事業所等との連携を強化し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できる体制づくりに努めます。

第3章 障がい者の状況

区分	身体	知的	精神	合計
人数	218人	34人	35人	287人
構成比	75.9%	11.8%	12.2%	100%

(令和2年3月31日現在)

1. 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計	構成比
1級	0	8	40	48	22.0%
2級	0	5	19	24	11.0%
3級	0	1	39	40	18.3%
4級	0	4	57	61	27.9%
5級	1	4	17	22	10.0%
6級	0	1	22	23	10.5%
合計	1	23	194	218	100.0%
構成比	0.4%	10.5%	88.9%	100%	

(令和2年3月31日現在)

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計	構成比
視覚	0	2	16	18	8.2%
聴覚・平衡	0	5	29	34	15.5%
音声・言語・そしゃく	0	0	4	4	1.8%
肢体	1	15	112	128	58.7%
内部※	0	1	33	34	15.5%
合計	1	23	194	218	100.0%
構成比	0.4%	10.5%	88.9%	100%	

(令和2年3月31日現在)

※内部…心臓、じん臓、直腸、ぼうこう、呼吸器

2. 知的障がい者

療育手帳所持者数

区 分	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	合計	構成比
A	0	9	3	12	35.2%
B	3	13	6	22	64.7%
合計	3	22	9	34	100.0%
構成比	0.9%	64.7%	26.4%	100%	

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

3. 精神障がい者

精神保健福祉手帳所持者数

区 分	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	合計	構成比
1 級	0	5	7	12	34.2%
2 級	0	14	4	18	51.4%
3 級	0	4	1	5	14.2%
合計	0	23	12	35	100.0%
構成比	0.0%	65.7%	34.3%	100%	

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

自立支援医療（精神通院医療）証所持者数

区 分	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	合 計
合計	1	39	17	57
構成比	0.1%	68.4%	29.8%	100%

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

4. 難病患者

区 分	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	合 計
特定医療費（指定難病） 受給者証所持者数	0	8	19	27
小児慢性特定疾病医療 受給者証所持者数	1			1

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

5. 利用している障がい福祉サービス

区 分	サービス名	利用者数	事業所所在地別内訳数	
施 設	施設入所支援	5 人	隠岐の島町	5 人
	療養介護	4 人	松江市	4 人
在 宅	居宅介護	3 人	西ノ島町	3 人
	生活介護	5 人	隠岐の島町	4 人
			西ノ島町	1 人
	就労継続支援B型	21 人	西ノ島町	19 人
			海士町	1 人
			隠岐の島町	1 人
	共同生活援助	17 人	西ノ島町	11 人
			海士町	1 人
			隠岐の島町	5 人

(令和2年12月現在)

第4章 令和5年度の目標値の設定及び方策

本計画では、計画の最終年度となる令和5年度に向け、障がいのある方の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や障がいのある方の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○地域生活移行者の増加

令和5年度末までに令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本目標に設定します。

○施設入所者の削減

令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点における施設入所者数から1.6%以上削減することを基本目標に設定します。

<第6期計画における目標値>

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数 (A)	6人	令和元年度末の入所者数
令和5年度末の施設入所者 (B)	5人	令和5年度末の入所者数
【目標値】減少数(A-B)	1人	
【目標値】地域生活移行者数	0人	令和5年度末までに地域生活移行者の目標人数

【数値目標の考え方及び方策】

令和元年度末時点では入所者数が6人となっていましたが、1人の退所があり、現在は5人となっています。現在1人の入所待機者がおられますが、待機者が多く令和5年度末までの入所は困難と見込んでおります。利用実績や施設入所者の状況等を勘案すると、地域生活移行者は想定できないため、0人としています。

ただし、施設入所者の中で、地域生活を希望する方や家族に対しては、入所施設職員・町職員等で相談支援を行い、地域生活移行後は家族や関係機関等と連携し日常生活の支援を行います。

生活上の困難や不足する社会資源について個別ケア会議、自立支援協議会によって対応していきます。

また、重度の障がい者の方が地域での生活が維持できるよう支援体制の構築の検討をしていきます。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<第6期計画の目標値>

項目	有無	考え方
【目標値】 令和5年度末の協議の場の設置	有	令和5年度末の西ノ島町における協議の場の設置の有無

【数値目標の考え方及び方策】

精神障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者の連携による支援体制の構築を検討していきます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

○地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つの拠点等を確保しつつ、機能の充実のため年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本目標に設定します。

<第6期計画の目標値>

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点数	0箇所	令和5年度末の西ノ島町における地域生活支援拠点等数

【数値目標の考え方及び方策】

利用の見通しが不明瞭な中において、町単独での整備は困難な状況にはありますが、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて、本町のみならず隠岐圏域の町村、事業所と連携し、地域の実情に合った圏域等での整備を検討していきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

令和5年度中に一般就労へ移行する者が、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本目標に設定します。

○就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加

令和5年度末に一般就労へ移行する者が、それぞれ令和元年度実績の1.3倍、概ね1.26倍、概ね1.23倍以上とすることを基本目標に設定します。

○就労定着支援事業の利用者の増加

令和5年度末に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本目標に設定します。

○就労定着支援事業の就労定着率の向上

令和5年度末に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本目標に設定します。

<第6期計画の目標値>

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	0人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

【数値目標の考え方と方策】

本町において、現在の福祉施設利用者の状況等を勘案したところ、一般就労希望者の見込みがないことから、令和5年度の目標値として一般就労移行者数は0人の設定としました。

また、就労移行支援事業及び就労定着支援事業所については、現在町内にサービス提供事業所はなく、対象となる方の見込みもないため、令和5年度末の利用者見込数は0人としています。

一般就労を希望する方が現われた場合には、相談支援事業を中心に当事者、家族、町職員、各サービス提供者、ハローワーク、障害者就労支援センター等で連携し、職探しと就労後の定着支援を図る一方、障がい者のグループ就労等多様な就労形態も検討していきます。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

○児童発達支援センターの設置

令和 5 年度末までに各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本目標に設定します。

○保育所等訪問支援の利用できる体制の構築

令和 5 年度末までに全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本目標に設定します。

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和 5 年度末までに各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本目標に設定します。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定

令和 5 年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置することを基本目標に設定します。

<第 6 期計画の目標値>

項 目	有無	考え方
【目標値】 令和 5 年度末の児童発達支援センターの設置	無	令和 5 年度末の西ノ島町における児童発達支援センターの設置の有無
【目標値】 令和 5 年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	無	令和 5 年度末の西ノ島町における保育所等訪問支援を利用できる体制の構築の有無
【目標値】 令和 5 年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	無	令和 5 年度末の西ノ島町における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保の有無
【目標値】 令和 5 年度末の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	無	令和 5 年度末の西ノ島町における主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保の有無
【目標値】 令和 5 年度末の医療的ケア児支援のための協議の場の設置	無	令和 5 年度末の西ノ島町における医療的ケア児支援のための関係者による協議の場を設置の有無
【目標値】 令和 5 年度末の医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	無	令和 5 年度末の西ノ島町における医療的ケア児支援のためのコーディネーターの設置の有無

【数値目標の考え方及び方策】

利用見込みがないため、目標値としては無しとしていますが、これまで行っている乳幼児健診や療育相談（小規模町のため、国の制度要件を満たすことが難しく、独自のスタイルにて実施している相談支援）により、なるべく早い段階から支援を実施出来るよう保育所や小中学校をはじめ、各関係機関と連携しながら、継続的に実施していきます。幼少のうちから保護者との関係性を築くことは、大人になってからのつまずき等に対する支援への関わりやすさにもつながります。

6. 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において実施体制を確保することを基本目標として設定します。

<第6期計画の目標値>

項目	有無
【目標値】 令和5年度末の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組	有

【数値目標の考え方及び方策】

町の相談窓口を中心に、様々な障がい種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むと共に、町内の相談支援事業所と連携強化を図り、相談支援体制の充実を図ります。

7. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

【国の基本指針】

○障がい福祉サービスの質の向上

令和 5 年度末までに県及び市町村において取組みを実施する体制を構築することを基本目標として設定します。

<第 6 期計画の目標値>

項目	有無
【目標値】 令和 5 年度末の障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有

【数値目標の考え方及び方策】

毎年 1 人以上が県が実施する障がい福祉サービスに係る研修へ参加しています。引き続き、研修へ参加した知識を基に障がい福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に努めます。

第5章 障がい福祉サービス等の利用状況及び見込み量について

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅における入浴、排せつ等の身体介護や居室の掃除、食事の準備等の家事援助を提供します。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由で常時介護を要する方に、自宅での入浴や排せつ、食事の介護等や外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

(3) 同行援護

重度の視覚障がいのある方に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際に必要なサービスを提供します。

(4) 行動援護

知的または精神障がいにより行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に、行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。

(5) 重度障害者等包括支援

介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
居宅介護 重度訪問介護	利用時間数 (時間/月)	160	160	160	156
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数 (人/年)	3	3	3	2

【見込み量の考え方及び確保の方策】

本町では現在3名の方が居宅介護を利用されています。利用実績や現状を勘案し、横ばいで推移すると見込んでいます。

訪問系サービスは地域生活を送るうえで基本的な事業となるため、サービス提供事業所と連携を図り、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする方に、主に昼間、障がい者支援施設等での入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会等のサービスを提供します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
生活介護	利用量 (人日分/月)	100	100	100	87
	実利用者数 (人/年)	5	5	5	7

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在7名の方が生活介護の支給決定を受け、5名の方が利用されています。利用実績と現状を勘案し、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

サービス提供事業所と連携を図り、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(2) 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を提供します。

【実績及び見込量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日分/月)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日分/月)	0	0	0	6
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	2

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在利用実績、提供事業所とも本町にありませんが、今後施設入所から地域生活への移行をするうえで必要なサービスであると考えます。

県及び近隣市町村と連携を図りながらサービス利用体制の確保に努めます。

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がいのある方を対象に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会並びに就労に必要な知識や能力向上のための訓練を提供します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
就労移行支援	利用量 (人日分/月)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在利用実績、提供事業所とも本町にはありませんが、一般就労に向けてのステップとして必要なサービスであると考えます。

県及び近隣市町村と連携を図りながらサービス利用体制の確保に努めます。

(4) 就労継続支援

一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練の場を提供します。サービスには雇用契約に基づくA型と雇用契約を結ばないB型があります。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日分/月)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日分/月)	220	220	220	219
	実利用者数 (人/年)	21	21	21	25

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在 24 名の方が就労継続支援（B型）の支給決定を受け、21 名の方が利用されています。利用実績と現状を勘案し、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

就労継続支援（B型）については、サービス提供事業所と連携を図り、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

就労継続支援（A型）については、利用者の状況を踏まえたうえで、県及び近隣市町村とも連携を図りながらサービス利用体制の確保に努めます。

（5）療養介護

医療を要する障がいのある方で常時介護を要する方に、主に昼間、医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
療養介護	実利用者数 (人/年)	4	4	4	4

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在 4 名の方が療養介護を利用されています。利用実績と現状を勘案し、変化がないものとして見込んでいます。

（6）短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う方が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を要する障がいのある方に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
短期入所	利用量 (人日分/月)	15	15	15	15
	実利用者数 (人/年)	3	3	3	3

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在 3 名の方が利用されています。利用者の状況を踏まえた上で近隣市町村及び事業所と連携を図りながらサービス利用体制の確保に努めます。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主として夜間に援助を必要とする方に対し、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助等のサービスを提供します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/年)	17	17	17	17

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在 17 名の方が利用されています。利用実績や地域生活への移行者数等を勘案し、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

共同生活の場の確保については本町のみならず近隣の市町村及び事業所と連携し、地域の理解を深めながらサービス利用体制の確保に努めます。

(2) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援等のサービスを提供します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
施設入所支援	実利用者数 (人/年)	5	5	5	6

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在 5 名の方が利用されています。利用実績や地域生活への移行者数等を勘案し、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。支援費制度導入後は、障がいのある子どもが自立する上で、すべての方が、本人の意思により、施設入所ではなく、地域での生活を選択されています。

本町ではサービスを提供できる事業所がなく、今後も設置される見込みはないものと考えています。

施設入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、施設入所支援の適切な利用を促すとともに、近隣市町村との広域的な調整を図ります。

4. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービス等を利用する障がい者（児）が、生活課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、障がい福祉サービスの支給決定時にサービス利用計画の作成や事業者等との連絡調整を行い、支給決定後は利用状況の検証と計画の見直し（モニタリング）を行います。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
計画相談支援	利用量 (人分/月)	6	6	6	6

【見込み量の考え方及び確保の方策】

現在、障がい福祉サービスを利用しているすべての方について計画相談支援の利用を見込み、利用実績と現状を勘案して、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援の質を確保するため、相談員に対する研修参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設・児童福祉施設に入所している障がい者や、精神科病院に入院している精神障がい者が、地域生活に移行するまでの、計画作成、訪問相談、関係機関との調整、住居の確保などの支援を行います。

(3) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行するなど、地域生活が不安定な障がい者に対し、安定した地域生活が送れるよう、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
地域移行支援	利用量 (人分/月)	0	0	0	0
地域定着支援	利用量 (人分/月)	0	0	0	0

【見込み量の考え方及び確保の方策】

これまで利用実績はありませんでしたので、現段階では利用者数が見込めないため、利用見込みは無しとしています。

支援については、本町のみならず障がい福祉サービスを利用されている方が住んでいる市町村の指定一般相談支援事業所と連携を図り、地域生活を継続できる体制の確保に努めます。

5. 障がい児を対象としたサービス等

(1) 児童発達支援

未就学の障がいのある児童に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援及び治療を行います。

(3) 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に対し、学校の授業終了後や休業日において、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与などの支援を行います。

(6) 障害児相談支援

障がい児福祉サービスにかかる利用計画の作成、利用状況の検証、事業所等との連絡調整などを行います。

(7) 医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児等の支援を総合調整する者として養成された相談支援専門員等です。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
児童発達支援	利用量 (人日分/月)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0
医療型児童 発達支援	利用量 (人日分/月)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用量 (人日分/月)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0
保育所等 訪問支援	利用量 (人日分/月)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日分/月)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0
障害児 相談支援	利用量 (人分/月)	0	0	0	0
医療的ケア児 コーディネーター	配置人数 (人/年)	0	0	0	0

【見込み量の考え方及び確保の方策】

対象児童が少なく、利用が見込めないため、利用見込みは無しとしています。ニーズが少ないため、本町単独でのサービス利用体制の確保や専門員の配置等は困難ですが、近隣の市町村及び事業所等と連携しながらサービス利用体制の確保に努めます。また、これまで同様に乳幼児健診や療育相談において専門スタッフの派遣により、保育所や小中学校とも連携しながら、できるかぎりの支援を実施していきます。

第6章 地域生活支援事業

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

総合的な相談窓口を健康福祉課に設置しており、障がい者や障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
相談支援事業	事業所数 (箇所/年)	1	1	1	1

(2) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる

「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための教室等の開催、障がい福祉サービス事業所等への訪問機会の提供、イベントの開催、広報活動等を実施します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

(3) 自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	有	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。また、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定料等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方を対象に、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、円滑な社会参加を促します。本町では現在1名の方が手話通訳者の派遣を利用されており、手話通訳のみならず要約筆記奉仕員等の派遣も見込みます。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
意思疎通 支援事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	2

(6) 日常生活用具給付事業

主に重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいがある方や難病患者に対し日常生活上の利便性を高める用具を給付します。また、①介護・訓練支援用具②自立生活支援用具③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具⑤排泄管理支援用具⑥居宅生活動作補助用具に分け、その種類ごとの給付見込を定めています。

【実績及び見込み量】

(単位：給付件数／年)

サービスの種類	3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
介護・訓練支援用具	1	1	1	1
自立生活支援用具	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	1	1	1	1
排泄管理支援用具 ※1	24	24	24	16
住宅改修	1	1	1	2

※1 排泄管理支援用具（ストマ）は1ヵ月分を1件として計上

(7) 移動支援事業

障がいのある方で、町が外出時に支援が必要と認めた方に対して、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し地域における自立した生活を送れるよう支援します。

高齢化に伴い、利用者数、利用時間数ともに若干の増加傾向で見込んでいます。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
移動支援事業	事業所数 (箇所／年)	3	3	3	3
	実利用者数 (人／年)	11	11	11	11
	利用時間数 ※2 (時間／年)	34	34	34	34

※1 利用時間は1件1時間として算出

(8) 地域活動支援センター

創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、障がいのある方に日中活動の場を提供します。

平成 18 年度から基礎的事業を 1 箇所で開催しており、新規設置の見込がないため同数で算出しています。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3 年度	4 年度	5 年度	[参考]元年度
地域活動支援センター	事業所数 (箇所/年)	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	12	12	12	12

2. 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある方に日中活動の場を提供し、障がい者等のいる家族の就労支援や障がい児の放課後支援、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を図ります。利用者数が少なく、令和元年度の実績もなかったため、同程度で推移していくものと見込んでいます。

【実績及び見込み量】

サービスの種類		3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
日中一時支援事業	事業所数 (箇所/年)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0

(2) 身体障害者自動車運転免許取得費・身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がい者を対象とし、運転免許の取得に関する費用を一部助成します。また、身体障がい者が自動車を身体障がい者用に改造する場合、その費用の一部を助成します。

本町では身体障がい者用自動車の改造費助成が年1件あるかないかの状況ですので、同程度で推移していくものと見込んでいます。

【実績及び見込み量】

(単位：件数/年)

サービスの種類	3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	0	0	0	0
身体障害者用自動車改造費助成事業	0	0	0	0

(3) 巡回支援専門員整備

保育園や放課後児童クラブ等の子供やその親が集まる施設・場に専門員が巡回等の支援を実施します。障がい“気になる”段階からの支援を行うための体制を整備し、相談支援チームはもとより各関係機関と連携しながら発達障がい児等の福祉の向上を図ります。

【実績及び見込み量】

(単位：人数／年)

サービスの種類	3年度	4年度	5年度	[参考]元年度
巡回支援専門員の配置	1	1	1	0